## 新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)パブリックコメント実施結果

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
1	2	「地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て」 新城市民が地域福祉推進の主体という自覚を持っているのか、甚だ疑問である。市が一方的に決め つけているだけではないか。言葉だけで内容が伴っていない。	ご指摘いただいた記載内容については、国から示された、平成29年12月の市町村地域福祉計画策定 ガイドライン制定の内容を抜粋しています。本市においても、市民が地域福祉推進の主体という意 識の醸成を図り、基本理念の実現を目指して参ります。
2		「ダブルケア」「アウトリーチ」 無意味なカタカナ英語や横文字を使う必要があるのか。住民の理解を得たいと言いつつ、市の作成 する文書は読み手(特に高齢者)のことを考えていない場合がままある。	福祉の専門用語については、極力避けながら、啓発も含め必要な語句については記載しております。難しい用語については、巻末に用語解説を掲載しております。
3	4	「一方、各地域自治区では、地域の将来像や地域の方向性、住民の思いなど、地域住民が共有するものとして地域計画を策定しています。」 地域計画に対して10地区で住民に意見募集をしていたが、市全体で何人からコメントが寄せられたか。おそらく2,3人であり、ほとんどの地区では何の反応もなかったはずである。新城市の地域自治区制度は、区長など毎年同じような顔ぶれが同じようなことをしている。地域住民が共有するという説明は当てはまらない。	各自治区の地域計画においては、各地区の代表の方々が地域の意見をくみ取る形で、計画が策定されており、地域住民の意見が吸い上げられたものと考えております。
4		「人々が住み慣れた地域の中で、地域の住民等と「つながる力」で「豊かさ開拓」することにより、人が地域が輝き、新城市の未来が明るく開かれ」 まったく現実味のない記述である。つながる力など抽象的すぎて、誰と誰が何をするのか、何を言いたいのかわからない。	P42の基本理念に記載されているとおり、市民が抱える地域の暮らしの様々な困りごとに対して、 身近な地域という単位で、地域住民や福祉関係者のネットワークによって解決する仕組みを作ること、さらに、地域住民の生活課題に対し、地域の力を活かし、解決につなげていくことを目指して参ります。そうした、困りごとがある人と地域の人々とのつながり、困りごとがある人を解決につなげることができる体制を目指していくことで、経済的な豊かさだけでない「豊かさ」の実現を目指して参ります。
5	10	「新城市地域福祉計画策定委員会」 HPで検索しても、当委員会についての情報が見つからない。委員会の構成員氏名や役職、日程、議事録など、詳細を明らかにしてほしい。	「新城市地域福祉計画策定委員会」については巻末に委員名や扱われた議題等、計画策定に関係する内容を掲載する予定でおります。
6	13	「高齢者に占める後期高齢者の割合は、わずかですが減少傾向にあります。」 データを出すだけでなく、データの意味するところを書いてほしい。高齢者も後期高齢者も増えて いるはずなのに、なぜ減少傾向にあるのか。	前期高齢者も後期高齢者もともに増加し続けていますが、前期高齢者の増加が大きいため相対的に後期高齢者の割合が減少傾向にあることを記載しています。
7	16	「精神障害者保健福祉手帳所持者数は1.3 倍で372人となっています。」 データを出すだけでなく、なぜ3割も増えたのかを解説してほしい。	地域福祉を取り巻く現状を集計した部分であるため、障害者手帳所持者数の推移についての説明の み記載しております。。
8	17	「令和元年度の行政区数は136 行政区、行政区加入率は81.0%」 行政区とは何を指すのか。加入率8割が妥当なのか。数字の意味するところを説明してほしい。	行政区は、新城市行政区の設置等に関する規則に規定されている地区となります。市HPに記載されていますのでご参照ください。 行政区加入率については、他市に比べて高く、今後も維持していきたいと考えております。
9	18	「高齢者の働ける場所の創出」 抽象的すぎて、何をどうやって実現するつもりなのかわからない。	新城地域自治区の地域計画の内容を記載しており、そちらをご参照ください。
10	28	「市民アンケート調査」 実施時期、送付数、回答率などを明らかにしてほしい。	市民アンケート調査及び団体アンケート調査について、P10の計画の策定体制とP72の策定経過に記載しましたのでご参照ください。
11	28	「各事業の4段階評価をみると、平均2.0 点と全体平均2.2 点より低くなっています。」 誰が何を基準に採点したのか。2.0 点は達成度50%ということか。	事業の実施状況の評価は、基本目標に関連する主な事業・活動を4段階で自己評価し(3点:役立った、2点:おおむね役立った、1点、あまり役立っていない、0点:役立たなかった)ております。すべての事業の評価点の平均が2.2点となっています。
12	28	「地域活動やボランティア活動に参加している人は5割半ば」 半強制的に動員されている地域協議会などは、純粋な自主参加と区別すべきではないのか。	ご意見として承ります。

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
13		「本市の自治会などの地縁団体では加入率の低下や担い手不足が課題となっています」 高齢者が増え、人口も減っていくのに、本当に自治会が必要なのか。加入率が低い、やり手もいないのに、無理に続ける意味があるのか。地縁団体の存在そのものを見直す必要があるのではないか。	ご意見として承ります。
14	29	「清掃美化・リサイクル活動。交通安全活動」 これらがボランティアでなく、半強制的または当番制になっている地区がある。自主的なボラン ティアと一括りにしては、正しい参加率にならない。	ご意見として承ります。
15		「主に広報紙・ホームページを活用し実施していますが、周知が十分でない状況となっており」 HPにアクセスする、あるいはほのかを隅々まで読むのは、住民のおそらく数パーセント、「公的な 相談機関に相談」するのが6%というのが現実である。市の広報のあり方を根本的に見直す必要が ある。	ご意見として承ります。
16	33	「ふれあいサロンでは、身近な地域で高齢者が集う「居場所」の必要性の周知とサロン立ち上げの支援を実施し、一定の成果が出ていますが」 ふれあいサロンは聞いたこともない。HPでも情報が見つからない。どこにあるのか、いつ空いているのか、誰が行けるのか。	「ふれあいサロン」は、地域において住民が主体となって、身近な場所で生きがいづくり・仲間づくりなどのために集うふれあいの場です。活動については、「社協だより」や「しんしろボランティア市民活動紹介誌」などで紹介しています。 本計画においては、用語解説を追加させていただきます。
17	22	「障がい者・高齢者などに配慮した公共施設等の整備を進める」 新城市はやることが遅すぎる。新城駅の跨線橋は20年以上も前から問題視されていた。やっと取り掛かると思ったら、市民から寄付を募るというパフォーマンス付きである。市長の言うまま50億もの税金を投入し、無駄に大きい市庁舎を新築するのでなく、市民の日常生活に直結するところを優先してもらいたい。	ご意見として承ります。
18		「近所の人に対して手助けしたり、協力できることとして、「声かけや安否確認」が最も高く、次いで「災害時の手助け」となっており、いざとなったときに助け合える関係をつくっていくことが必要です」 ボランティアでさえ「人間関係上の負担の少ない活動であること」を重視する住民が、いったいどうやってそういう関係を作っていくのか。解決策が見えない。	
19	39	「災害時等において地域での支援を希望する方の名簿を作成し関係者に配付していますが、登録割合が減少しています。」 なぜ減少したのか。その背景を探らずに、データを集めてそれを載せるだけでは不十分である。	年齢到達、要介護認定や手帳取得により災害時要援護者の対象となる方は増えておりますが、名簿への登録に同意をいただけていない状況です。災害時要援護者避難支援制度の周知を実施し、多くの方に登録していただけるよう取り組んで参ります。
20	43	「地域力」を高める 言葉が独り歩きしていて、何を言いたいのかわからない。説明文からは、地域力という言葉を連想 できない。	計画書に記載している通り、市民が地域の課題に関心を持ち、主体的に地域に参画する、「つながりのある地域」、「助け合い・支え合いができる地域」を作ることで、社会的孤立を減らし、解決につなげることができる地域をつくっていきたいと考えております。
21	45	【市民・地域の取組】で「参加しましょう、協力しましょう、関心を持ちましょう」とあるが、市民の参加率は非常に低い現状で、呼びかけに意味があるのか。どうやったら参加率を上げられるのかを考えて実施しなければ、何も変わらない。	
22	48	「地域の生活課題を解決するための財源づくり」とは、具体的に何を指すのか。	具体的な取り組みについては今後検討して参ります。
23	52	「介護マップの作成」とは何か。新城市ではやたら「マップ」を作っているが、作りっぱなしで終わっているものが多い。実際に利用されなければ税金の無駄である。	ご意見として承ります。
24		「子ども・子育て会議」「要保護児童対策地域協議会」「地域自立支援協議会」 新城市政では会議や協議会が多すぎる。本当に必要な会議なのか。会議が問題解決につながったの か、会議運営の時間と労力を他に使った方がいいのかを検証すべきである。	ご意見として承ります。
25	59	「インフォーマルサービスを充実しましょう」 意味不明なカタカナ英語でなく、日本語でわかりやすい表記をしてもらいたい。	福祉の専門用語については、極力避けながら、啓発も含め必要な語句については記載しております。難しい用語については、巻末に用語解説を掲載しております。

No.	ページ	提出された意見	市の考え方
26	60	「防災訓練を実施しましょう」 参加率は低く、顔ぶれも似たり寄ったりが現状である。うわべだけの訓練をやっても意味がない。 実施しましょうと呼びかける前に、やるべきことがあるのではないか。	ご意見として承ります。
27	61	「デマンド型の区域運行、過疎地有償運送や福祉有償運送など地域の特性やニーズに合わせた生活の足を確保できるよう検討していきます。」 オンデマンド交通について、何年も前から市長や関係部署に要望を出しているが、予算がない、難しいなどできない言い訳しか返ってこない。「検討」する時期はとうに過ぎている。実施に向けて具体的に動いてもらいたい。有償運用についても市に提言したが、何の進展もない。あるNPO法人がショーファーサービスというものを始めたが、なぜ市が取り組まないのか。	
28		「Sバスの路線経路の見直しやデマンド型区域運行の普及を図るなど、生活圏と生活の質を重視した公共交通の再編を促進します。」 新城市はやることが遅すぎる。Sバスは路線経路が問題なのではない。利用率が低い理由を見ようとしない。オンデマンド交通の普及はようやく作手のみ始まったが、新城地区では計画すらないのに、いつどうやって普及させるのか。あまりにも現実味のない文面である。	
29	64	「地域の権利擁護支援の担い手となる「よりそいサポーター」を養成します。」 他にも人材養成が挙がっているが、誰が対象なのか、どうやって養成し、どう活用するのかまった く見えない。	ご意見として承ります。
30	66	「新城市が策定する「地域福祉計画」と新城市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を 一体として策定しています」 なぜ地域福祉計画が2つもいるのか。なぜ最初から共同で一本化して効率的に進めないのか。	地域福祉計画は社会福祉法に基づく市町村が策定する法定計画であり、地域福祉活動計画は地域住民等が進める地域福祉活動について民間が策定する計画です。近年、地域福祉において、新城市社会福祉協議会と連携し、同じ目標に向けて取り組む必要性が高まっており、この度一体的に策定することとなりました。
31		「より多くの人に地域福祉の理解と参加を促進するために、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者などすべての人が共通の理解を持つことが必要です。」 この73ページにわたる計画案を読み、またパブリックコメントを出す市民がいったい何人いるのか。すべての人が共通の理解を持つというお花畑でなく、現実を見るべきである。	
32	69	用語解説にアウトリーチやインフォーマルサービスが出ているが、福祉の対象者の大半である高齢 者が理解できないであろう用語に拘る必要があるのか。	福祉の専門用語については、極力避けながら、啓発も含め必要な語句については記載しております。難しい用語については、巻末に用語解説を掲載しております。
33	69	「第2のセーフティネット」の定義はおかしい。「最後のセーフティネットである生活保護の手前」ならば、第1(最初)のセーフティネットではないのか。	P75の用語解説を以下のとおりに修正します。 『最後のセーフティネットである生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する新しいセーフティネットである生活困窮者自立支援制度のこと。福祉事務所が窓口となり、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習・生活支援事業などの事業がある。』
34	_	73ページもの文書を作る必要があるのか。一般論に終始しており、内容が重複している部分も多く、あまり意味をなさない記述も目につく。もっと簡潔にまとめてもらいたい。	ご意見として承ります。

その他公表に適さないと判断した意見 1件